

教育委員会 5月定例会

教育長報告

臨時代理の報告について

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

2012年（平成24年）5月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

臨 時 代 理 書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、市議会定例会提出議案（平成24年度藤沢市一般会計補正予算（第2号））に同意することについて、次のとおり臨時に代理する。

2012年（平成24年）5月9日

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

提出する議案

別紙のとおり

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（第16条及び第17条を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

市議会定例会提出議案（平成24年度藤沢市一般会計補正予算（第2号））
に同意することについて

次のとおり平成24年度藤沢市一般会計補正予算について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2012年（平成24年）5月9日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

提案する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を
作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第2号

市議会定例会提出議案

(平成24年度藤沢市一般会計補正予算(第2号))

に同意することについて

平成24年度補正予算(第2号)事業一覧

【歳出】

【教育総務部】

(単位:千円)

	事業名	担当課	補正額	事業内容	備考
1	学校施設環境整備事業費	教育総務課	4,851	(仮称)湘南看護専門学校の建設に伴い小糸小学校に設置する空調機の賃借料	
教育総務部 計			4,851		

【歳入】

【教育総務部】

(単位:千円)

	名称	担当課	補正額	事業内容	備考
1	繰越金	教育総務課	4,851	小糸小学校空調機設置賃借に伴う繰越金の充当	
教育総務部 計			4,851		

【歳出】

平成24年度補正(第2号)

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
11 教育費	8,492,214	4,851	8,497,065			
2 小学校費	1,487,743	4,851	1,492,594			
3 学校建設費	186,812	4,851	191,663	14 使用料及 び賃借料	4,851	01 大規模工事費 4,851
						02 学校施設環境整備事業費 4,851

【歳入】

平成24年度補正(第2号)

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 繰越金	2,331,470	4,851	2,336,321			
1 繰越金	2,331,470	4,851	2,336,321			
1 繰越金	2,331,470	4,851	2,336,321	1 前年度繰越金	4,851	01 繰越金 4,851

【歳入】